

JIS マーク表示制度認証申込み了承事項

次の内容についてご了承の上、申込書のご提出をお願い致します。

1. お申込みをお受けできる鉱工業品は、当検査協会が工業標準化法に基づく認証機関として登録を受けた日本工業規格の範囲です。ただし、鉱工業品の仕様や設備の性能等により、製品試験が実施できない時にはお受けできない場合がございます。
2. 認証の区分及び認証の範囲については、認証に係る鉱工業品の内容によりお客様と協議の上、決定させていただきます。
3. 申込の内容確認後に概算見積書を作成し、申込料の請求書とともに送付致します。概算見積書をご了承いただき、かつ、申請と同時に申込料の入金が確認された後、申請書類検討の上、製品試験、工場審査等の実施方法・スケジュール等を調整の上、認証計画書を送付致します。
4. 申込書提出後、その内容を変更しようとする場合は、その旨を文書で提出して下さい。この場合、認証に係る費用や認証書発行予定日等が変更となる場合があります。
5. 料金の見積金額は標準工程に基づく概算です。認証の目的を達成するために製品試験、工場審査等の内容の変更、追加等を行う必要が生じた場合には見積金額と差異を生じることがあります。また、認証契約締結までにJIS規格の改正が実施された場合には、追加の資料要求や製品試験及び工場審査を実施する場合があります。
6. 工場審査や立会試験等が要求される場合、当協会の職員が製造工場に立ち入って必要な審査等を実施いたします。要員の氏名は認証計画書でお知らせいたしますが、要員を忌避する場合には1週間以内に理由を添えて申し出ることができます。なお、その際には審査等スケジュールを変更させていただく場合があります。
7. 製造工程の一部を外注している場合には、その外注先の管理の状況により当該工場に審査のために立ち入ることがあります。
8. 製品試験の試験場所については認証計画書でお知らせいたします。なお、当検査協会の検査所又は当検査協会が指定する検査所以外の試験場所をご希望された場合は、JIS Q 17025 への適合性の調査の結果によってはご希望に添えない場合があります。
9. 試験データの活用を希望される場合、当該試験データ等についてはお客様がその適法な使用权を有している旨を当検査協会に対して保証するものとし、当検査協会の当該試験データ等の使用に関して生じる一切の紛争について当検査協会は損害・費用等の責を負うものではありません。
10. 試験料金は、請求書受領後、その翌月末日までに当検査協会の指定銀行口座へお支払い下さい。なお、銀行振込による手数料はお客様の負担とさせていただきます。
11. 試験品は、当検査協会の要員が試験に必要な数量抜き取ります。試験品に損傷等のないよう保管及び保存の取り扱いに充分注意しますが、試験品の保管及び保存について特に条件等がある場合は予めお申し出下さい。なお、製品試験の試験場所までの運搬時の取扱いによる損傷等については、当検査協会では一切の責任を負いません。
12. 破壊を伴う試験において、試験終了後の試験品（付帯する部品等を含む）の破壊状態についての異議申し立て（試験品の復元費用等の請求）はお受けいたしません。
13. 認証取得希望日をご指定された場合、当検査協会の繁忙状況等により変更をお願いする場合がございます。
14. 書類の提出や試験品の運搬等に係る費用はすべてお客様の負担となります。
15. 提出いただいた資料は原則として返却いたしません。お申込みによって知り得た情報は他に漏らさないことを約束いたします。
16. お申込みを取下げの場合は、その旨を文書で提出して下さい。なお、当該取下げまでに掛かりました認証業務に係る手数料につきましては、それまでの実費を精算の上、請求させていただきます。
17. お申込み後、JIS規格等の要求事項への適合性評価のために、追加の資料や試験品等のご提出をお願いする場合があります。その場合、当検査協会が妥当と判断した一定の期間を経ても、当該資料や試験品等をご提出いただけない場合は、お申込みをキャンセルさせていただくことがあります。なお、当該キャンセルまでに掛かりました試験料金等については、それまでの実費を精算の上、請求させていただきます。
18. 認証書発行後、適用規格に関する不適合事項が判明した場合の改修、改善及び修理等の費用はお客様のご負担となります。
19. 当検査協会に対して認証結果に関する異議を申し立てることができます。なお、異議がある場合には、事由が発生した日から45日以内に当検査協会へ文書にてお申し出ください。当検査協会は申し立てを受理した日より3ヶ月以内に回答いたします。

20. 認証書発行前に、J I Sマークの使用許諾等に関する当検査協会の「認証契約書」を締結していただきます。認証登録を維持いただくために、認証契約書に基づき「認証登録維持料」および「認証維持審査料」等の費用が発生いたします。
21. 広告及び宣伝活動等において、認証書の範囲を逸脱するような製品認証に関する表明（当検査協会が認証した鉱工業品以外の鉱工業品が認証を取得していると誤解を招くような広告・宣伝等）を行うことはできません。このような事実が明らかになった場合には、広告及び宣伝活動を中止していただきます。同意いただけない場合には、認証の一時停止又は取消し等の処置をとる場合があります。また、当検査協会の評価を損なうような認証書又は製品認証の使い方をされた場合も同様の処置を致します。
22. 工業標準化法などの関係法令を遵守していただきます。
23. 天災地変、その他不可抗力により、製品試験、工場審査等の履行及び認証書の発行ができなくなった場合、当検査協会はその責を負うものではありません。
24. 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた場合は、当検査協会にお申し出下さい。

以 上